

○令和6年10月17日(木) 令和6年度取り締まりの結果(第3回目)

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率(%)	措置内容(件)	
① 特殊車両通行許可違反	前回 (R6.9.4)	1	1	100%	措置命令(前回)	0
	今回 (R6.10.17)	1	0	0%	措置命令(今回)	0
② ディーゼル車の黒煙を対象とした街頭検査	前回 (R6.9.4)	0	0	0%	警告(前回)	1
	今回 (R6.10.17)	0	0	0%	警告(今回)	0
③ ディーゼル車の不正軽油を対象とした街頭検査	前回 (R6.9.4)	0	0	0%	整備命令(前回)	0
	今回 (R6.10.17)	0	0	0%	整備命令(今回)	0
④ 啓発活動	前回 (R6.9.4)	1				
	今回 (R6.10.17)	1				
⑤ 過積載取り締まり	前回 (R6.9.4)	0	0	0%	検挙(前回)	0
	今回 (R6.10.17)	0	0	0%	検挙(今回)	0
	前回 (R6.9.4)	0%				
	今回 (R6.10.17)	0%				

【備考】

※措置内容欄の上段の数字は、前回(令和6年9月4日)、下段の数字は今回(令和6年10月17日)の

データです

※今回配付チラシは、「名古屋南部大気環境改善啓発」(別紙2)です

※詳細事項は、別紙1を参照

【別紙1】

○取り締まりの位置



○取り締まりの日時：令和6年10月17日(木) 14:00～14:30

○取り締まり場所：北崎車両検査所(大府市北崎町福池地内、国道23号 三重県方面車線)

○当日の体制

関係機関の名称等		体制	
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	4人	
	中部運輸局愛知運輸支局	0人	
	独立行政法人自動車技術総合機構	0人	
愛知県	環境部		2人
愛知県警	本部	パトロールカー	1台
		白バイ	3台
		警察官	8人

①特殊車両通行許可違反の取り締まり(中部地方整備局)

車両制限令に定めた数値(長さ、幅、高さ、重量等)を超える車両(特殊車両)が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できることになっています。(道路法47条の2)

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて措置命令又は警告の措置を行います。

②③ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査(中部運輸局、独立行政法人自動車技術総合機構)

【黒煙を対象とした街頭検査】

規制値を超える黒煙の排出が、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。

このため、黒煙測定器を使用して、排ガスの黒煙による汚染度を測定します。

【不正軽油を対象とした街頭検査】

燃料の規格の基準に満たない不正な軽油を燃料として使用することにより、排気ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題点を引き起こすことが懸念されています。

このため、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

※ ②黒煙の排出量の規制値違反が認められた時や③不正軽油の使用が認められた時は、警告又は整備命令等の措置を行います。

④エコドライブ等の啓発活動(愛知県)

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。

⑤過積載の取り締まり(愛知県警察)

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。

⑥大気環境改善のための啓発活動(名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク)

名古屋南部地域の沿道環境改善のための啓発活動を実施します。(別紙2)

名古屋南部地域の大気環境の改善のために ご協力下さい

～一人ひとりのちょっとした行動で、きれいな青空に～



国道23号から伊勢湾岸自動車道への迂回

交通量が多く市街地を通る国道23号から、快適に走れる伊勢湾岸自動車道をご利用ください



アイドリング・ストップを始めとするエコドライブの実践

エコドライブは、ちょっとした気くばりができる環境にやさしい運転方法です



ディーゼル車のエアクリーナの清掃・交換など点検整備の励行

ディーゼル車は大気汚染への影響度が大きく、排気ガスのクリーン化には点検整備が有効です



低公害車の導入

ハイブリッド自動車や天然ガス自動車などの低公害車は、環境への負荷が少ない自動車です



国道23号（港区宝神）の交通状況

名古屋南部地域の大気環境は、近年徐々に改善が進んでいますが、1日約10万台の自動車が通る国道23号沿いでは、他の道路沿道に比べ大気汚染の濃度が高くなっています。

大気環境の改善のために、平成13年3月に「名古屋南部地域の道路交通環境対策の推進について—当面の取組ー」をとりまとめ、地元、国関係機関、地方自治体が連携して自動車単体対策などの各種施策を推進しているところです。

「名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク」は、名古屋南部地域の大気環境改善に向けた取組みを行っています。



CLEAN NET NAGOYA

名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク

国土交通省中部地方整備局／中部運輸局／環境省中部地方環境事務所
愛知県／名古屋市／愛知県警察／（一社）愛知県トラック協会／名古屋港管理組合

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/clean-network/index.html>

名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク

名古屋南部地域クリーン交通ネットワークとは

名古屋南部地域の大気環境は、近年徐々に改善が進んでいますが、1日約10万台の自動車が通る国道23号沿いでは、減少しつつあるものの環境基準を超える地点が残っており、依然として厳しい状況です。

一方、エコドライブの普及・促進や、過積載違反の取り締まり等の大気環境改善に役立つ取組については、関係機関によりこれまで積極的に実施されていますが、名古屋南部地域の大気環境改善の啓発活動として、必ずしも十分に道路利用者・地域住民に浸透していません。

そこで、各機関が実施しているこれらの啓発活動を、国道23号沿道地域で連携して実施し、一体的に広報することで、名古屋南部地域の大気環境改善をより効果的に道路利用者・地域住民に対して訴えるために、「名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク」を平成18年6月26日に設立しました。

構 成 員

機 関 名	所 属
国土交通省中部運輸局	自動車技術安全部 保安・環境課
環境省中部地方環境事務所	環境対策課
愛知県	環境局地球温暖化対策課 建設局道路建設課
名古屋市	環境局地域環境対策部大気環境対策課 住宅都市局都市計画部街路計画課
名古屋港管理組合	企画調整室環境担当課
愛知県警察本部	交通部交通規制課
(一社)愛知県トラック協会	支援事業部
国土交通省中部地方整備局	道路部路政課 道路部計画調整課 名古屋国道事務所

参加機関の連携した取組の紹介

名古屋南部地域における取り締まりの連携

沿道環境改善対策の一環として、特殊車両通行許可違反や過積載の取り締まりを実施



タイヤ空気圧点検・調整キャンペーン

スーパーの駐車場で来店者の空気圧を点検し、エコドライブ、アイドリングストップなどの周知活動を実施（主催：名古屋市）



普及啓発活動

環境フェア、中部エコライフフェアを開催し、普及啓発を実施（主催：中部地方環境事務所・愛知県トラック協会）

